

The Court 株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 令和6年度実績値

- ・従業員全体 男女比 女性 43.6% (昨年対比-3.9%)
- ・管理職に占める女性労働者の割合 23.7% (昨年対比-3.3%)
- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 42% (昨年対比+2%)
- ・正社員(女性)平均勤務日数 3.7年(男性4.5年)
(女性 昨年対比-0.1年)(男性昨年対比 - 1.1年)
- ・平均労働時間 13時間10分(男性) 8時間22分(女性)
(昨年対比 男性+21分 女性+1時間1分)
- ・男女賃金格差
管理職差異 45,152円 一般職 12,522円
男性 78% 女性 22% (昨年対比6%改善)
- ・育児休業取得者 女性 100% 男性 100%

3. 課題

- ・女性従業員の採用の減少
- ・女性管理職の減少
- ・平均労働時間が男女共に増加
- ・

4. 目標と取組内容

- ・女性の管理職の比率30%達成を目標とする。
- ・採用における女性割合に関して50%達成を目標とする。
- ・平均時間外労働時間 男性12時間00分 女性8時間00分

① 女性採用・管理職育成スケジュール

令和7年5月～女性の応募を増やすため、HP等を活用し、
積極的な広報活動を実施する。

令和 7 年 6 月～女性社員と人事による定期的な意見交換
令和 7 年 9 月～管理職登用へ向けてのキャリア研修。

② 適正な労働時間の管理の徹底

令和 7 年 4 月～毎月 25 日前後、前月 11 日～当月 10 日の全社員の残業時間の状況を確認し、月末までに 45 時間を超過しそうな懸念のある社員の上長へアラートを通知する。

令和 7 年 4 月～アラートを受けた上長から対象労働者へ月までの残業見込みをヒアリングし、必要に応じて残業時間が 45 時間未満となるように業務量の精査などを行う。必要に応じて他拠点からヘルプの要請をおこなう。

令和 7 年 4 月～以降も毎月同様の取り組みを継続し、残業時間の適正化が毎月達成されるように取り組む。

③ 育児休業

令和 7 年 4 月～

全管理職を対象として各支配人を通して男性の育児休業、取得利用が可能なことを周知する。新入社員に対しての育児休業制度の案内を行う。(年一回実施)
入社時には育児休業の説明を支配人から行うものとする。